

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令 の一部を改正する政令案の概要

平成 29 年 12 月
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

1. 改正の趣旨

本年の通常国会で成立した化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第53号。以下「改正法」という。）では、新規化学物質の審査特例制度における一つの新規化学物質を国内で製造・輸入できる年間上限量の考え方について、製造・輸入数量の合計量から、環境排出量（製造・輸入数量に用途別の排出係数を乗じた数量）の合計量に改正された。

また、最近の化学物質に関する動向として、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第8回締約国会合（本年4月・5月）において、2物質を新たに廃絶対象物質とすることが決定されたほか、一部の第一種特定化学物質の使用が認められている用途について他の物質への代替が完了した。

これらを踏まえ、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号。以下「令」という。）について改正を行う。

2. 改正の内容

(1) 改正法に関する改正（新規化学物質の審査特例制度における国内総量上限の数量の設定（令第3条第3項、第4条第2項関係））

国内総量上限となる環境排出量の数量について、法第3条第2項に基づく少量新規制度では1トン、法第5条第5項に基づく低生産量新規制度では10トンと定める。

(2) 条約に関する改正（第一種特定化学物質の指定等（令第1条、第7条関係））

①ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。）及び②1・1'-オキシビス（2・3・4・5・6-ペンタブロモベンゼン）（別名デカブロモジフェニルエーテル）の2物質を第一種特定化学物質に追加指定するとともに、当該物質を使用した製品を輸入禁止製品に追加する。

(3) 他の物質への代替完了に関する改正（PFOS又はその塩の使用が認められている用途の廃止等（令第7条、改正前の令第8条、改正前の令第9条関係））

第一種特定化学物質であるPFOS又はその塩（以下「PFOS等」という。）について、PFOS等の使用が認められている用途から除外するとともに、当該物質を使用した製品を輸入禁止製品に追加する。また、当該物質が使用された製品について、技術基準適合義務等の対象から除外する（ただし、消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤については、引き続き対象とする（原始附則第3項関係））。

3. スケジュール（予定）

閣 議：平成30年2月

施行期日：平成30年4月1日

ただし、令第7条関係については、同年10月1日、令第3条第3項及び第4条第2項関係については、平成31年1月1日